

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

日時 平成 26 年 5 月 22 日（木）10:00～11:24

場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<有識者>

鈴木 亘 学習院大学教授

西村 孝幸 墨田区議会議員

<事務局>

川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

<関係部局>

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

湯本 晃久 内閣府規制改革推進室企画官

（議事次第）

1 開会

2 議事 社会福祉法人・学校法人と株式会社のイコールフッティング
（バウチャーの活用など）

3 閉会

（説明資料）

事務局提出資料

省庁提出資料

（参考資料）

・国家戦略特別区域諮問会議（第 5 回）配布資料

○藤原次長 それでは、定刻でございますので、続きまして、本日は学習院大学経済学部教授の鈴木亘先生、その御紹介で墨田区議会議員、西村様、お2人にお越しいただいております。

もう趣旨は御案内のとおりでございますが、先週の国家戦略特区の諮問会議というところで八田座長ほか民間議員の方々から、当面の追加規制改革事項等という中で、介護、保育、教育というところでの「社会福祉法人・学校法人と株式会社のイコールフットイング（バウチャーの活用など）」というテーマがあげられました。特に保育の問題を中心に御知見の深い鈴木先生を八田座長より御推薦いただき、また、その御推薦ということで西村様にも本日おいでいただいた形になってございます。

関連しているテーマということでございますので、11時半まで、お2人からプレゼンテーションいただいて、御議論という形にさせていただければと思っておりますが、ワーキンググループは原則公開の扱いにさせていただいておりますので、資料、議事録は公開の扱いということでよろしゅうございますでしょうか。それでは、そのように進めさせていただきます。

では、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところをいらしていただきまして、ありがとうございます。

少子高齢化というのは日本の最大の課題で、その解決策の決め手というのは、やはり保育をきちんとやることだろうと、そして、それが女性の労働市場参加を促す最低の条件だろうというわけで、非常に大きな成長戦略だと考えております。したがって、存分にこれをどのようにしたらいいかということについて御提案をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○鈴木氏 学習院の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早速でございますけれども、待機児童対策ということで、特に私は特区でやることは非常に意味があって、今、子ども・子育て会議というのを厚労省のほうでやっておりますけれども、これは結局全国の話になってしまって、地方で余り待機児童と関係ないところが利権を求めて補助金を取ろうとしたりしますし、規制改革会議もやっていたのですけれども、やはり地方と都市の問題ということでなかなかみ合わないところがあります。まさに問題が集中しているところが手を挙げてやるということは非常に意味あることだと思いますので、そういう観点で、特区で何をしたらいいかというお話を後段にしまして、前半は、待機児童問題は何で起こるのかというイントロダクション的なところをお話しして、その後、特区の話というような段取りで20分ぐらいでプレゼンテーションしようと思っております。

まず、待機児童問題は非常に深刻なわけでございますけれども、実はこの問題が起こる背景というのは極めて単純明快なことでございます。主な原因は2つです。これは余り言うとな非常に批判が多いのですが、一つはやはり認可保育所の保育料が、私は人為的に非常に低く抑えられているということが根本的な原因だと思っております。応能負担で

所得に応じていろいろ違うのですけれども、前の規制改革会議で調べましたところ、大規模な調査をやったのですが、平均で大体2.4万円ぐらいということでございます。というのは、3歳以降で半額になったり、2人目、3人目で減額するとか、ただにするという自治体が結構ありまして、低所得世帯はほとんどただということになっていきますので、やはりそれに合わせて全体に自治体が独自に一般会計から補助金を出して低く抑えるというようなことをしておりますために、非常に低いと。

一方で、認可外保育所、無認可保育所は、例えば東京都の認証保育所で比較しますと、平均が5万数千円というところがございます、大体この辺が均衡価格だと。私はマイクロシミュレーションという手法で市場の均衡を探るような論文を書いたことがあるのですけれども、それで見ても大体これぐらい。年齢によって違いますけれども。

○八田座長 年齢によってまるっきり違うのですね。

○鈴木氏 そうなのです。まるっきり違います。ただ、4～6万円ぐらいというところが大体均衡価格であるということでございます。

ですから、非常に低いということなのではございますけれども、低いと何で待機児童が起こるかというのがこれなのです。これはよく経済学でやる需要曲線と供給曲線ということですが、ここが均衡価格で、ここで価格が決まっていれば待機児童などという問題は起きないわけではございますけれども、非常に固定価格で低いところで抑えられているということで、ここが供給、ここが需要ということで、この間が待機児童という問題になっているということでございます。

ただ、1点注意しなければいけないのは、さっきあらわしたのは潜在的な待機児童も含めた需給のギャップなのですけれども、問題は、今、統計的に待機児童と言われているものは、この氷山の一角であるということでございます。月によっても違うのですけれども、4月で言うと2万5,000人ぐらい、10月で言うと4万5,000人ぐらいというのが大体待機児童の数の相場なのですけれども、これは氷山の一角で、今まさに定員を上回るぐらいの勢いで毎年定員数をふやしているのですが、相変わらず同じだけ毎年待機児童が起きるといえるのは、潜在的な待機児童が、要するに申し込みをしていないけれども諦めてしまっているという人がどんどん出てくる、呼び水のように出てくるということでございます。

ですから、大体どれぐらい潜在的な待機児童がいるかということ、厚労省の推計だと85万人ぐらいですけれども、私はちょっとこれは多過ぎると思っております、60万とかそれぐらいだろうと思っておりますが、いずれにせよ、それだけの対策をしない限りはなかなか待機児童対策というのはおさまらない。要するに、今ある統計的な数字を何とかしようと思ってもだめであるということでございますね。こっちが統計上の待機児童で、実際にはこれだけあるということでございます。これが最近の数字で、これだけの数を対策しているのだけれども、待機児童は余り変わらないという状況です。

もう一つ実は大きな問題は、事実上の数量規制というか参入規制が存在しているということで、なかなか供給増が起きにくいということです。努力しているのだけれども、必要

な数だけふやせないということですね。その最大の障害は何かというと、ストックに対する補助が公立と社会福祉法人にしか出ていないということでございます。公立は当然、土地も建物も全額自治体が負担するわけですが、認可保育所のうち私立と言われているもののほとんどは社会福祉法人なのですが、ここには施設整備費として今は建物代の87.5%、通常は4分の3なのでありますが、それに加えて安心こども基金から今は出ますので、9割近くが補助として出ます。100名定員で大体2億円ぐらいの建物を建てるとすると、そのうちの1億7,500万円出るということで、残りも厚労省管轄の医療福祉機構(WAM)が低利融資しますので、実際建物はほとんど国と自治体が建ててくれるという状況になっておりますけれども、株式会社とかNPOはこれが一切出ませんので、非常に大きな格差というか、不公平でもあるし、実情これが数量規制になっているということです。

家族経営・同族経営が社福は非常に多いのですけれども、彼らは、俗な言い方ですが、息子の数以上にふやすインセンティブはありません。しかも、家族経営で長く家業としてやることを考えていますので、将来少子化がうんと進んだ時期に定員が余ることを恐れてなかなかつくりたくないという状況になっているということです。

実はさっきのグラフはちょっとトリックがありまして、これは利用者が直面する価格なのですが、実際に施設が直面している価格というのは補助金がうんと入りますので、本当は結構高いところにあるのです。だから、これを含めると、本当は供給がもっと出てきてもおかしくはないのですが、ここでさっきのストックに対する補助金とか、今からお話ししますいろいろな規制がありまして、実情、社福以外はなかなかつくりにくいという状況になって、ごく最近では株式会社が結構つくれていますけれども、いろいろ障害があって、ここで一種の数量規制になっているということです。だから、これを何とかするというのも非常に大きな対策の意義があるということです。

認可保育所は非常に高コスト構造であるということでございます。数量規制されていますから競争が働きませんので、補助金もうんと出ますので高コストになっておりまして、公立保育所で言いますと、ちょっと極端なケースですけれども、東京都23区の公立保育所は、ゼロ歳児1人当たりで月当たりの運営費が50万円を超えております。ということになりますと、実際に働いてお母さんが預けるわけですが、そのお母さんが稼ぐ給料よりも高いコストがかかっているということです。これはストックは入れていません。フローの運営費だけです。私立はまだましなのですが、私立もやはり30万円近くにはなっているということです。

その高コスト構造の背景は、公立の場合は公務員ですので人件費が非常に高い。加配といいまして、基準よりもたくさん保育士を配置しているような自治体が多いので、そういうものも含めて人件費が非常に高い。社福の場合は逆に保育士は薄給なのでありますが、オーナーの取り分というのが、オーナーというのは理事長で園長さんを兼務しているわけですが、あるいは同族の家族の役職という者の取り分が結構多いというのが散見されます。

このために、認可保育所の保育料というのは実際には運営費の1～2割ぐらいしか賄っていないで、逆に言いますと、8～9割は税金で補填されているというのが実態で、ほとんど税金でやっている施設みたいなものですね。このため、自治体も本音では認可保育所はふやしたくなかったというのがこれまでの実態で、やりますやりますと言って実際にはやらないというのが一種の政治的な安定均衡になっていたということです。

そのほかにも実質的な参入規制というのは結構ありまして、社福のみに認められる保育士の賃金への補助金、民改費といいますけれども、そういうのがあったりとか、株式会社であるにもかかわらず、株式で資金調達して配当することが禁じられているとか、保育所で収入があって、それを別な保育所をつくるために使うことができないとか、あるいは特殊な社会福祉法人会計というのをつくらなければいけないとか、それから、社福はほぼ全ての税が免除されていますけれども、株式会社とかNPOはそうはいかない。あるいは保育3団体というのがあるのですけれども、保育労組というのは非常に強い政治力を発揮しているのですが、彼らが結構圧力というか、影響することによって、個別の自治体ではなかなか株式会社を入れるとは言えずに、株式会社やNPOを自治体としては認めないという勝手な判断をするような自治体が今までは非常に多かったということです。

ただ、横浜方式に代表されるように、背に腹はかえられないという自治体も結構ふえてまいりまして、練馬区とかです。そういうところを中心に株式会社参入を自治体が許可するような状況にだんだん変わりつつあります。公設民営というのも随分進んでいて、その中には株式会社も入ってきているということですね。

保育団体とか労組に気遣う自治体もまだまだ多いのですけれども、こういうところも、この間、規制改革会議が要求して、厚労省が、株式会社だからといって、要件を満たしているところを株式会社であるというだけの理由で断ってはならぬという通達を出してもらったのです。そのおかげで、それが一種の言いわけになりまして、厚労省がこう言っているので、うちは開放せざるを得ませんというような使い方をして少しずつ広がっているということです。

施設整備費がない株式会社でも、最近、株式会社がだんだん出てきている理由は、その背景は、そもそも認可の運営費補助が少し高目で採算が合うということ。それから、大規模な経営で規模の利益が非常に働くのです。例えばいろいろなグッズを調達するときに、基本的に社福というのは1つずつの個別経営なのですけれども、株式会社ですと、例えば100個とかという単位で調達ができて、100個の保育園で使う椅子を1,000個というような調達の仕方ができますので、随分それができたということです。それから、安心こども基金で改装費が許可されるようになりましたし、自治体も結構優遇策とか補助金をふやしております。それがかなり追い風となって、株式会社としても、施設整備が全く出なくても参入できるという環境になっているわけです。ただ、これまでデフレで保育士の人件費が大分安く抑えられたことも大きかったので、今後は多分この辺が非常に深刻で、なかなかそう簡単に出るということが難しくなるのではないかと思います。

それ以外の待機児童対策に伴う問題ということですが、一つは、低所得者ほど保育料の安い認可保育所に入れないということです。保育に欠ける要件というのがあります、両方正社員でかなり高所得の人でないとなかなか入れないので、生活保護とかというのはまた別枠で入りやすいのですけれども、ある意味で非常に所得の高い人ばかりがむしろ保育料の安い認可保育所に入って、夫婦非正規などというのはまず不可能ですけれども、そういう人たちは高い無認可保育所に入らなければいけないという意味で再分配上の問題があるということです。

それから、無認可保育所には、認証とかそういうものではなくてベビーホテルのような非常に劣悪な施設があるわけですが、こういうものは逆に、国からの補助金が全く出ませんので、国も文句を言えないという状況で、そういうものが野放しになっているということです。そういう問題があるということです。

これは認可保育所入所者の所得分布ですけれども、1,000万円以上の年の所得があるようなところが認可保育所に結構多く入っているということが、この図からもわかります。

どのような対策が効果的かということですが、今お話ししたとおり、問題の本質は価格規制と数量規制にあるということで行列が発生しているわけですので、基本的には、経済学のストレートな答えとしては価格を自由化すべきだろうと、それから、参入も自由化すべきであろうということでありまして、待機児童が深刻なところは保育料が上がります。でも、保育料が上がっても、それは情報を伝えて、ここに参入したらもうかるということになりますので、需給を価格で調整するということになりますし、逆にあきが大きいような地方は価格が下がって退出せざるを得ないわけですが、そうすると都市部で足りない保育士を逆に送り出すというようなことも可能になります。

一般には価格が上昇しますが、低所得者とか弱者にはバウチャーによる直接補助で対処すればいいということでもあります。これは低所得者のバウチャーですが、それ以外にも、中高の所得者にも一定程度の政策的な補助というのは正当化可能なのですが、これも機関補助よりも、要するに施設に出すよりも、直接利用者に出して、利用者が施設に払うというようなやり方をするほうがすっきりするだろうということです。

そして重要なことは、バウチャーを導入すると、一定の質を満たす無認可保育園にも使える。それから、預かり保育のある幼稚園とか別の形態にも使えるようにするということがなると、その間の競争が働きますし、逆に、非常に劣悪な無認可保育園を淘汰することにも使えるということで、バウチャーを一定の質を満たす無認可保育園にしか使えないということにすると、利用者は劣悪な質の無認可保育園に入るわけがありませんので、バウチャーの使えるところに入れようとなりますので、そういう意味で、むしろ自由化するほうが劣悪な施設を排除できるということです。

こういうバウチャーみたいな話を昔から規制改革会議でもしているのですが、宇宙人がしゃべっているような感じで捉えられるのですが、実際にこれをやっているのですね。後でお話しいただけたらと思いますけれども、東京都のいろいろな区で事実上のバウチ

ヤーをやっていますので、そういう意味で実証実験済みなのです。

そして、競争を促すためにも第三者評価を義務づけて、会計も公表して、自治体が、利用者がちゃんと質の差をわかるように情報公開に努めるようなことは義務化しなければいけないだろうということです。

こういう話をすると保育団体とか保育労組は猛反対して、非常に高い価格をつける施設がふえたり安かろう悪かろうの施設が出てくるからけしからぬとか言うのですけれども、安かろう悪かろうはあり得ないですね。認可保育所ですから、質の最低基準は満たしていてそうなりますので、それは荒唐無稽な話ですし、高過ぎるものが出てくるというのもちょっとあり得ない話で、これは東京都の認証保育所の保育料の分布なのですけれども、8割ぐらいは4～6万円というところに入ります。やはり競争していますので、価格はどうしても収れんしますので、余り安かろう悪かろうとか高額なものが出てくるということではないということです。

特区で行うべき施策ということですが、私は、政治的に可能かどうかは別としまして、やはり保育料自由化と参入規制撤廃というのが基本だろうと考えております。

各自治体が困っているのは、いろいろな人が文句を言いますので、政治的に保育料を上げることができないのです。だけれども、特区ということでは言いわけができますので、事実上、自由化というのは価格を引き上げることになるわけですが、そういうものに応ずる可能性もあるだろうと思います。

憲法89条の問題では、施設整備費を株式会社に使わせるべきだという声が非常に大きくて、株式会社の側も、不公平だから出せ出せというのはあるのですけれども、私はこれは少し考えたほうがいいなと思っております。というのは、確かに特区で89条の問題をクリアして、施設整備費をNPOとか株式会社に出すということになりますと、それはやはり喜んで手を挙げるだろうと思います。そういう意味で、政治的にというか、一つ案にはなるだろうと思いますが、当然のことながら、さっき言ったように莫大な公費かかるわけです。莫大な公費をどこから調達するかという問題は考えなければいけないだろうと思います。

それから、実際には施設整備費なしでも株式会社なんかはちゃんと今運営しているわけですので、それに新たに施設整備費をぼんと上げるというようなことが果たして本当に正当か、望ましいことなのかというのは考えるべきだろうと思います。

だから、私はむしろ価格を自由化して、施設整備費に相当する分は日々の保育料から取れると。初めはお金を借りて施設をつくって、徐々に回収していくというようなことのほうが本当はいいのではないかなと思っております。

価格自由化が政治的に無理であれば、介護方式ということも考えられます。今、介護保険を、施設整備費に当たる部分は介護報酬に乗っているのです。だから、そこから回収しなさいということになっておりますので、例えば保育料に施設整備費を乗せてもよろしいということにしまして、そのかわり、社福はもう施設整備費が出ていますので、その分だけ運営費補助を減らすというようなことをするというのも一つの考え方かなと思います。

もう一つ重要なことは、こういう話をすると、社福憎しで社福をとにかく排除して株式会社を入れるのがいいのだと受けとめる人もいるのですけれども、私は、社福自体も頑張るチャンスを与えるべきだろうと思っておりまして、実は社会福祉法人の中にはやる気のある若手みたいなものいるのですが、いかんせん社会福祉法人というのは非常にがんじがらめの規制になっておりますので、ここを開放してあげることによって社福自体も頑張れる、競争できるという環境にすることも、ひとつ特区として面白いのではないかなと思います。例えば民設民営みたいな形を認めて、社福が施設をつくって株式会社に運営させるとか、あるいは施設間の資金移動が今はできないのですけれども、例えばそれができるといことになりますと、介護施設を持つ社福が保育に参入してきて随分ふえる可能性もあります。

それから、銀行からの資金借入れができないのですけれども、こういうものも認めてあげるかとか、あるいは社福というのは、後で議論になるかもしれませんが、所有権が全然わからない、誰の持ち物かわからないという非常に不思議な形態なのですが、ちゃんと所有権を設定してあげると、むしろいろいろ責任の所在がはっきりして効率的な使い方をしますので、そのようなことを特区でいろいろ改革できる余地があるだろうと思います。

ただ、私がもう一つ特区で考えてほしいと思っているのは、今一番重要な問題は、保育士不足の問題というのが待機児童対策では一番大きい問題になってきています。これの規制緩和というのは、かなりいろいろなプレーヤーが、ステークホルダーが納得するのではないかと思いますので、これは一つ目玉になってもいいかなと思うのです。

今、認可保育所は保育士の国家資格を持っている人が10割いなければいけないという規制になっているのですけれども、そんなに簡単に取れる資格ではありませんので、それは非常にボトルネックなのです。実際には、自治体が、せっかく新しい保育所を新設しても、人手不足でできないとか、早朝とか延長保育ができないというような状況がありますので、これはある程度の規制緩和を考えていいのではないかと。

東京都の認証保育所は、国家資格を持っている人が6割で、残りは無資格者でも、資格者の監督のもとでやるということで許可されているのです。なので、問題は生じていませんし、今度子ども・子育て会議で新しくできる小規模保育を今つくっていますけれども、それは認可なのですが、でも6割でいいという規制になっていますので、では、普通の認可保育所だって、ある程度そこは規制緩和してもいいのではないかという議論は成り立つと思うのです。

実は認可保育所も本当は10割ではないという話がありまして、早朝とか延長保育については随分無資格者がいるのです。これは規制改革会議で厚労省にただしたのですけれども、実際にそうなっているのではないかと。だったら現実に合わせてもうちょっと規制緩和してもいいのではないかという話をしたら、調査はしないと。まず実態はどうなっているのかということ、調査はしないとという回答が返ってきて、そのままスルーされてしまったので

すけれども、実際に調査しろということになると、そうではないという実態が出てきますので、それは一つプレッシャーにはなるかなと思うのです。

ただ、こういうことをする可能性があるのです。10割ではないということになると、では、延長保育も早朝保育も法令違反になるのでできませんと断られては元も子もないので、その辺はやり方は非常に難しいと思いますけれども、実際には全部の時間が10割ではないということなので、実態に合わせて、例えば8割でもいいとかということは十分あり得る。そうなると思分大きいですね。2割の保育士が無資格者で置きかえられるということになりますと、随分定員数をふやすことができますので、それは一つ考えられるのではないかと思います。

もう一つの規制緩和の目玉としては、以前から居室面積基準の規制緩和ということが言われておまして、ほふく室というのは赤ちゃん部屋です。赤ちゃん部屋は3.3平米なければいけないというのが厚労省の今の基準なのですけれども、それを規制改革会議は以前、2.5でもいいのではないかと。2.5というのは認証保育所がそうなのですけれども、いいのではないかというような規制緩和。そうすると随分定員数をふやせるのではないかということを書いていたのですけれども、これは猛烈な反発で、ぎゅうぎゅう詰めだと。ぎゅうぎゅう詰め会議とか言われて随分批判をされて、それはいまだに非常にアレルギーがありますので、ここは一つ玉としてはあるのですけれども、少し考えどころのところですね。

ただ、実は3.3平米の最低基準をもっと低くするというのは、実行は可能なのですけれども、それを提案するよりも、その前の段階で実はもっと大きな問題がありまして、それは何かというと、特に東京都が深刻なのですが、独自の上乗せの基準を各自治体が設けておまして、これが待機児童が非常に深刻であるにもかかわらず、3.3平米どころではなくて5平米とか5.5平米ということを基準として平気でつくっているのです。そういう状況があります。

これは規制改革会議で発表したのですけれども、例えば東京都言いますとこんな状況です。5平米というのがほとんどですね。5.5平米は杉並区。杉並区というのは待機児童で不服申し立てを親がしたところなのですけれども、それにもかかわらず5.5平米などという基準を保っているのです。これを3.3にするだけでゼロ歳児の定員は7割ぐらいふえるのですけれども、そういうことすらやっていないということで、中央区は6平米などという基準を設けていますので、そういう自治体が独自に定めている基準を少なくとも3にしろということのようなことは十分効果的で、すぐできることだと思います。保育士の人数も独自の上乗せ基準を都市部というのはやっておりますので、これを緩和すると、保育士不足などにもある程度貢献ができるということでございます。

大体以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

○鈴木氏 ディスカッションは、全部発表してからのほうがいいのではないかということですので。

○西村氏 それではまず、本日ちょっと急なもので、資料を御用意できなくて申しわけなかったのですが、簡単に私が今何をしているかということでお話しさせていただきたいと思えます。

御紹介がありましたけれども、きょうは東京都の認証保育所の運営者という立場でお話をさせていただきたいと思っております。

約10年ほど前、制度発足当時に認証保育所を設立いたしました。もともとは全く関係ない立場だったのですが、子供が今で言う待機児童、特に行政の手違いで入れるはずのものが入れなくなったようなことを経験しまして、それで何とかしようということで保育所をつくりたいという思いで、とはいえ認可保育所は一人でそう簡単につくれるものではありませんので、そのときに東京都がちょうど認証保育所制度を始めたということで、個人で会社をつくりまして、認証保育所をつくって約10年という形になります。

最初のころは、やはり経営等、大変でした。その中で1つずつやっていく中で経営等も安定してきて、今は認証保育所とはいえ、それこそ門の前にお子さんが並んで待っていてくれるような状況です。登録を開始する日には1日に50本も60本も電話をいただくような、コールセンターのような状態になっている状況です。

○八田座長 議員さんになられる前にお仕事をなさって、その後で議員さんになられたのですね。

○西村氏 そうなのです。それは別立てで、たまたま御縁があってということで。

現在、そういった中で施設を広げなければいけないという問題、それから、先ほど鈴木先生からもありましたように、認証保育所は10年たちますと大規模改修等が必要になってまいります。とはいえ、賃貸で建物を借りて、その建物も古い上に、改修したところも古くなっている。しかし、改修設備は全く出ないということで、今回私は社会福祉法人をつくりました。社会福祉法人をつかって、今回、何で社会福祉法人をつくったかという、旧態の社会福祉法人をまねてやろうというのではなくて、一度中に入ってみようと、社会福祉法人の業界の中に入って、今まで民間でさまざま苦勞してきたことが一体社会福祉法人の中ではどうなっているのだろうと、実体験を試してみようということで、来年からの開設を目指して、中に入って違う立場で民間の感覚を持った社会福祉法人の運営方法はないものだろうかということを考えております。

そこで、きょうのテーマということになるかと思いますが、営利法人と社会福祉法人のイコールフットィングという問題、もうずっと鈴木先生とも議論をさせていただきましたし、永遠の課題ではないかというぐらいの話だと思っておりますが、基本的に私自身がやっている中では、全くのイコールフットィングというのはなかなか難しいのではないかと思います。やはりカルチャーであるとかその出自、目的が違うと思います。先日もちょっと高齢の方と話したのですが、高齢者の方のやっている民間の会社ですと、最近、反社会的勢力との関係などというのが、金融機関から始まって、非常に民間は厳しいと。そういったときに、そういう方の、例えば反社会的勢力の方のお父さんが入所されたときにはどうす

るのか、追い出すのかみたいなことで、非常に高齢の方はその辺で慎重になっているという部分をお伺いしました。ということで、それぞれ役割が違うとっておりますので、完全なイコールフティングということではないのかなと思っております。

一方で、認証保育所は、先ほどありましたように、あれだけ保護者の方からお金をいただいても、認証保育所の今3分の2は運営費補助です。しかも、保護者の方からいただく運営費も自治体が保護者に助成していますので、実質的には運営費の4分の3等が公的資金ということになっているのではないかなと思っております。墨田区の場合ですと、1人について2万5,000円、2万円、1万5,000円というように所得で3段階に分けて補助金が出るようになっていきます。ということで、基本的には認可保育所と5,000円以上差が出ないことを目指していると聞いておりますが、そうすると実質的に70~80%が今は補助金で賄われているような状況になります。

そのような中で、私自身が考えていることは、やはり鈴木先生もおっしゃっていましたように、運営費については決して社福が特権ではないので、少しずつ埋めていく、近づけていく努力という方向性を明確に打ち出すことが大事なのではないかなと思っております。そういうことにすると、やはり抵抗する勢力ももちろんあるかと思えますけれども、あくまでも方向としてはこういう方向なのだ、流れとしてはこうなのだよという姿勢が大事なのではないかなと思っております。そういった意味では、全くイコールではないということ的前提にしつつも、方向性としては近づけていく。一定程度の社福さんにとっても緊張感といいますか、やはりそういったものは生まれてくるし、そういった中での努力は必要だと思っております。社福だからといって安穩と運営をしていけばいいという時代では決してないと思っております。

その上に立って、そういった方向で資金の流し方を考えていってはどうかということを見ると同時に、民間企業の参入ということになると必ず幾つかお決まりの懸念が示されます。例えば倒産であるとか、市場から退出するときはどうするのだというようなことです。特に子ども・子育て3法ができますと、待機児童のいる自治体については、株式会社であっても手を挙げた方は基本的には認可するというルールになりますので、そうしたときに、少なからず自治体にはリスクが生まれるということになります。このリスクをいかに低減していくかというのは、これからちょっと課題になってくるのだろろと思えます。

今までは参入を促してはいても、ある程度、例えば園長先生の経験年数だとかというところで幾つかのハードルを設けていました。そういったものがなくなったときにどのようになるか。玉石混交になったときの淘汰する、市場で言えば淘汰するプロセスということになるのかもしれませんが、そこには日々子供がいるわけですから、そこを安定的に行っていく、つまり市場から退出するときのある程度の仕組みづくりというのが大事なのではないかと、参入するときの仕組みづくりとともに、退出する仕組みづくりというのが大事かなと思っております。

そういった中で、先ほどもありましたように公設民営のような形、いかに何かその企業

にトラブルであるとかが起ったときにでも、その事業そのものが需要であってニーズがあるならば継承していくような仕組みをつくるのが大事ではないかなと考えております。具体的にどんなことをすればいいというところまでは考えが及んでいないのですが、そういったことが必要であるかと思えます。

また、利潤追求に走るのではないかというような懸念、これも必ず言われるところです。この懸念について、正直、私自身、開設したとき、子供が1人ふえれば、あっ、経営が助かるな、あっ、1人ふえたと、それはもちろん思うことはありました。しかし、常にそのはざまの中で、私たちがやらなければいけない理念、目的を大事にしなければいけないというところでバランスをつけ、折り合いをつけながらやってきたと思っております。

ということで、基本的な考え方としては、本社にお金を落として、そこから施設を運営するのではなくて、お金自体の流れはそうであっても、会計的には施設に入ったお金が本社に戻るといような形のほうがよいのかなと思っております。そうすることによって、例えば極端に保育士さんの給料が安く抑えられているであるとか、極端に給食代が安くなっている、そういったものを明確にする、それがやはり民間企業が入るときの要件なのではないか。会計的なものを明らかにすることというのが大事なのだらうと考えております。

もう一点、これも鈴木先生からお話がありました。子供たちが日々暮らしているのですから、門の中に入るとほとんど施設は閉ざされています。やはりこれをいかに開かれた施設にするのかということで、第三者評価というのは大いに活用すべきだと思っております。特に東京都の第三者評価のシステムというのは他の自治体と比べてもかなり充実をしています。私も評価者として何十件か回らせていただきましたが、認可保育所といえども、本当にこれで認可なのかというような認可保育所もございましたし、本当に少ないながらやっている小規模の認証保育所もありました。そういうことで、第三者評価の制度をうまく使うというのは非常に大事になってくるのではないかと。

株式会社の参入に当たって私が考えているのは、今の3点になります。お金の流れとしては少しずつでも縮めていくという方向になること。その要件としては、きちんとした参入、退出の仕組みをつくること。そして、利潤追求になるのではというところをきちんと見ていただくこと、見える環境をつくること。それから、保育の質についての問題というのは第三者評価できちんと担保していく、こういったことが必要なのかと思っております。

また、バウチャーのお話を少しだけ触れさせていただきますが、私自身、認証保育所をやっていて一番よかったと思う点は、直接契約であったということです。まさに市場の原理です。きちんとユーザーに説明をして、自分たちの特性を理解していただいた上で契約をする、このプロセスを踏むことが今の認可保育所のシステムにはなかなかないところだと思っております。今回残念ながらまた認可保育所の仕組みとしては自治体がということで残ってしまったのですが、これは余り言われていないのですが、現場からいいますと、直接契約をすることによって、園の側からもきちんと説明ができると同時に、保護者も自分で選んだという意識が根づきます。第3希望で回された保育園ではないということになり

ますと、やはりこれは保護者と園の関係が非常に良好になります。ひいて言えば、数字ではあられませんが、安定的な園運営にかなり資するのではないかと私自身現場を持ちながら考えております。

そういった中で、バウチャーということになります。先ほどもお話があったのですが、一つ課題は、保育所であるとか幼稚園を利用しない方々への使い方がなかなかはっきりしていないというところだと思います。その他子育て支援で何十万も使うようなことができません。となると、何かほかのものと一緒になって使えるような仕組みというのを考えていかなければいけないのではないかと考えております。

○八田座長 バウチャーを払った場合、子育て支援を利用しない人に対して。

○西村氏 利用しない人に対してどのように。

○八田座長 でも、今、認可保育園には払われていて、子育て支援を使わない人にはもともと払われていないわけですね。

○西村氏 そうなのです。ですので、そこがそもそも課題だと私も思っているのです。認可保育所のありようとして、今、自治体として、家庭でやろうと思っている方。

ちょっと今お話をさせていただきますと、現実として、本当は育休がとれるのに、1歳まで預けられるのに、ゼロでないと入れないので、あえて早く復帰をしてしまう。お母さんにとっても子供にとっても望んでいないことが、制度的に復帰せざるを得ない。かつ、自治体にとっても、ゼロ歳児には先ほどお話しのようにかなりのお金がかかります。月に40万、50万のお金がかかるということで、このあたりの制度設計を、なかなかこれが一からは。でも、1歳から安心できますよということになれば、また随分話は変わってくるのではないかと考えております。そうしたところが一つの課題であると考えております。

あわせて、やればやるほど、特に都市部のような自治体ですと、墨田区が突出した子育て支援をしますと、またそこに参入が入ります。これは1区だけで突出してやることの難しさというのがあるかなと聞いております。ある程度の広域的な中での特区規制緩和というのが必要なのかと考えております。

あわせて、現場にいて最も深刻なのは保育士不足です。半年間募集して一人も応募が来ないというような保育園は今ほざらです。ここを何とかしないと、最終的な目的である少子化であるとか安心して子供を産み育てる社会というのに対してはなかなか難しいと思います。今ここの部分で私自身を感じている最大の課題は保育士不足です。

雑駁な説明でしたが、現場で感じていることをちょっと御披露させていただきました。

○八田座長 非常に有益なお話をたくさんありがとうございました。

それでは、御質問に移りたいと思います。

では、原さん。

○原委員 大変ありがとうございました。

きょう伺っているテーマ自体、社福法人と株式会社とのイコールフットィングということでもあるのですけれども、おっしゃられたような、社福法人には別の価値、意義もあつ

てというところをもう少し教えていただけますか。すごくシンプルに考えると、施設整備の部分についてもならしてしまっていて、社福法人であっても株式会社であっても同じような形で補助がされるような格好にするというのがすっきりする形態なのではないかと思うのですけれども、そこはどんな。

○西村氏 まず私自身、まだ社福を運営している立場ではないので、細かい点はわからない点もあるかと思うのですけれども、福祉という視点は切り捨ててはいけない視点だと思っております。子育てサービスだけではない視点ということで、緩和をするときに、はざまに落ち込むような子供をつくらない。ルールとルールの中に、はざまに落ち込んでしまっていて、福祉的なものを受けることができない子供をつくってはいけないということは思っております。そういう中で、仕組みとして、社福でなくてもうまくいく仕組みがあれば、私は社福を神聖視しているわけでは全くありませんので、仕組みのつくり方だと思います。

以前、随分前に鈴木先生と議論をしていたときには、社福も使いづらいと。かといって、株式会社でもなかなか今はこういったハードルがある。何か学校法人のような、子育て法人みたいなものを子育て支援につけるようないい法人格はできないものだろうかというような議論をした覚えもたしかあるかと思えます。

なので、私自身、うまく答えられているかどうかわかりませんが、基本的に社福がメインの時代ではなくてもいいと思っています。ただし、社福の役割というのは残るだろうと思っているところです。

○鈴木氏 今の話に1点補足していいですか。

例えば端的に言うとうどういう話かということ、障害児のところなのです。社福というのは無税でいろいろな優遇があるわけですがけれども、その意義は、株式会社だとかそういうところは、採算のとれないところは出ていってくれというのが本来的な意義なわけですね。例えば株式会社でも、障害児の場合は加算をつくるとか採算が合うようにするというのはいつの考え方ですがけれども、障害児だというレッテルを張られて、親が本当にそういうことをするかどうかという問題があるので、そういうグレーゾーンのなところにもっと出ていってくれるのであれば、社福という形態は非常に生きると思うのです。

ただ問題は、社福がそういうところに本当に出ていくような意義を持った社福もあるのですけれども、それはかなり一部で、そうではないところがほとんどであるという、目的と実態が一体になっていないという問題がここは非常にあるのですね。

○原委員 それは、今おっしゃられたように、なかなか採算がとれないようなことになるということだと思っておりますが、それを株式会社がやって、その補助を政策的な観点ですということだと難しいのでしょうか。

○鈴木氏 私もそれはできるのではないかと思っていたのですけれども、いろいろところで話をすると、やはり障害児であるというレッテルを張られたくないと。障害児でもいろいろな障害がありますね。だから、余りレッテルを張られずに預けて受け入れてくれるようなものがほしいというのは、父兄の話としては結構出てきますね。

いかがですか。

○西村氏　そうですね。ゼロ歳でお子さんをお預かりして、そのときは全くわからないのです。それが1歳、2歳になってきて、おや、気になるな、この子ということがあつたりします。また、母乳のときは問題なかったのですけれども、小麦もだめ、大豆もだめというようなお子さんが出てきたときに、今、認証のスキームでは全く補助をしていただけるスキームがありません。今、認証の業界では非常に苦しんでいるところです。障害児になっても、そうすると、逆に言うと、今の認証の仕組みでは、障害児は預かりづらい仕組み、非常にづらいです。アレルギーがあると途中でわかって、とはいえ、出ていってくださいとも言えない。となってくると、結局その子に1人つけなければいけないだろうとなつて、ほかの子のサービスが相対的に低下してしまうというような、今の認証のルールの中では厳しい部分があります。

この辺については、逆に言えば、例えば認証保育所の中でもそういった加算をしていただけのような仕組みがあるのであれば、これは随分違ってくると思います。ただ、今お話があつたように、保育士さんがそもそもいないですから、急に障害者の方が来たから1人加配分のお金を上げるからうまく回るよねという話だけでもならないかなとも思っております。

○八田座長　今の問題に限って言えば、障害児とか、家庭崩壊があつたとか、重度のアレルギーがあるとか通常の保育所では育てにくい児は基本的に公立の役目にする。普通の認証保育園で預かって、そういう問題が出た児は、それをずっと公立保育園等に紹介して、向こうはそれを受け入れる義務がある。そのような役割分担にすればいいということですかね。もちろん株式会社でも社福でもやりたいところがあれば、別の補助金は用意して、そこもやってもらえると思います。

○西村氏　それが、今、鈴木先生からもお話があつたように、保護者の心理的な部分を意識しないのであれば、そういったところだと思います。

○八田座長　そういう整理をすれば、公立保育園は必要になる。だけれども、社福という制度をわざわざ用意する必要があるのかなということなのです。

○鈴木氏　そうですね。だから、介護で言うと特養みたいな考えですね。それはあり得ると思います。

○原委員　今の裏返しから聞くと、社福法人のいい点というのは、どう理解したらよろしいのですか。

○鈴木氏　実態と目的が大分乖離してしまっているのですけれども、物すごく優遇されていますので、本来的には相当なことができるのです。例えば介護の例で言うと、新潟の長岡にある長岡福祉会というのが非常に、今の地域包括支援のモデルとなつたところなのですけれども、そこは全然採算が合わなくても特養からデイケアから在宅までセットにして、住宅も含めて、そこを移していくというような、地域で全部完結するように、長岡福祉会というのが、それぞれではなくて、ステップ、介護度が大きくなったら別の施設に移すと

いうのを一体的にやって、在宅と近接した介護と在宅が行き来できるような仕組みをつかって、それが国のモデルになって事業として採用されたのです。

ただ、そういうことが全然できない時代に、特養は特養でしか出ないとか、そのような補助金の時代にある程度採算を超えた部分をやっていたというモデルなのです。そういう先進的な取り組みとかイノベーティブなことをやるのは、意外に社福が多いですね。最初の一手みたいなことをやる。例えばユニットケアなんかもそうですね。ユニットケアは事業化されましたけれども、特別養護老人ホームでタコ部屋だったものを個別の部屋にするなどというのも、やはり最初に社福が動き出して、こういうものが重要だということになって、後でモデルに採用されるということになりましたので、イノベーションとして使う分には社福は意外といいのです。ただ問題は、余りイノベーティブな人はそんなに多くないということですね。

○八田座長 今おっしゃったイノベーションは、バウチャーで介護に払えばもっと動きますね。一人頭が決まっているわけだから、いろいろとお客さんに魅力的なものを提供したほうがいいということになりますね。

○鈴木氏 おっしゃるとおりで、社福でなければいけないということではないと思います。

○八田座長 効率が悪いということ。

○鈴木氏 西村さんのところみたいに、西村さんはもともと製造業をやっていた方で、非常に会社経営の能力のある方が参入して、この小梅保育園というのは安全管理とか何かあったときの危機管理でも非常に先端的な取り組みをして、全国から見学者が来るぐらいの施設なのですけれども、そういう一種のイノベーションは、別に社福だからできるわけではなくて、むしろ異業種から参入したほうが起きるようなことがありますので、おっしゃるとおりで社福だからということではないです。社福は優遇されているので、のりしろがあるというだけのことですね。

○西村氏 あえて言わせていただきますと、今まで社福が問題になるというのが、社福にはまだまだ努力する余地があるというところだと思います。私自身まだ参入していないですけれども、本来はやることはもっとあるはずだと思ってはいます。逆に言うと、では、何で株式ではだめなの、何で社福が必要なの、ということ、つまり、存在意義を打ち出していくことが必要で、それに加え、1施設1法人、1施設大規模化、集約化等の経営努力も図らずにやってきた、それでやってくるのを許容してきたというようなところが、やはり課題になってくるのではないかと考えています。

○八田座長 よろしいですか。

では、幾つか細かいクエスチョンなのですが、さっき安心こども基金ができて、普通の株式会社の施設への補助ができるようになったとおっしゃいました。これはどういうことですか。

○鈴木氏 そうですね。私よりも西村さんのほうがいいかもしれませんが、株式会社でも一応、89条の問題があるので施設整備費の本体は出せないですけれども、改修費の

分は出せるということになっているので、ちょっとは使い勝手はよくなったわけですね。

○八田座長 これは運営費に対するバウチャーとは別に改修費が出せるということですね。

それから、さっき夫婦の非正規だと認可保育園を使えない場合があつて、むしろ1,000万円以上の人が使えるところがあるとおっしゃいました。このからくりはどういうことなのですか。

○鈴木氏 これは要するに保育に欠ける要件というもので割り当てをしているわけですね。待機児がいて、それを選ぶ際に、ニーズではなくて、保育に欠ける要件という要件で条件にしてピックアップしているのですけれども、その条件が、夫婦ともに昼間会社にて子供の面倒を見ることができないという基準なのです。そうすると、非正規だと正規に比べて時間の融通が付きやすいだとか、実際に非正規だと時間のシフトなんかで不規則な時間帯になったりして、あるいは平日のうち1日は休みだとか、そういうことになりますね。そうすると非常に点数が低くなるということで、正規が非常に高い点数になるというシステムになっているのです。

○八田座長 そうすると、全ての現行システムを認めたとしても、点数の配分に関してちょっと考える余地があるという。

○鈴木氏 そうですね。そして、今回、子ども・子育て会議では、利用を希望する人は必ず利用できるよというデューティーを自治体に課すわけです。ただ、実際に保育施設がふえるわけではありませんので、何らかの割り当ては自治体も考えなければいけないですね。そうすると、やはり今の仕組みとそう変わるものをつくるとは思えませんので、ここに非常に再分配上の不公平が生じるということですね。

○八田座長 次に、社福の自由化を進めるということが社福自体の利益にもかなうのではないかということをおっしゃったのですが、資金の移動をしても、これも社福の形態自体は変わらないわけですね。

○鈴木氏 要するに、一つの社福で利潤というか、剰余金が生じますね。それはその施設で完結して全部使わなければいけないので、物すごく無駄なことになるわけです。それを例えば新しい保育園に使えるということだけでも随分違うと思います。

○八田座長 さっきの資金移動ですね。わかりました。そういうことだったんですね。

それから、今度、所有権を明確にするということは、例えばどういうやり方がありますか。

○鈴木氏 今は篤志家が土地を寄附するわけですね。寄附をすると、それは自分のものではなくなくなってしまって、所有権がどこにも所属しないという不思議な形態になるわけです。でも、実際には所有権は自分で欲しいと思っているので、相続という形で息子に代々継いでしまふとか、そうするとずっとその土地はその家の権利になるわけです。権利というか、所有権は離れているのだけれども、実際に使えるというようなことです。それから、実際には理事長が園長を兼ねて使って、土地から上がる収益を自分のところに入るようにするわけですが、例えば非常に非効率なところで、もう退散したい、退出したいという

ところで、この仕組みでは退出がうまくいかないのです。

つまり、所有権を持っていたら、それを売ればいいだけのことなのですが、宙ぶらりんの形態になっているので、もし退出する場合には別の社福に、等価交換ではないです。ただで譲るか自治体に返すかという仕組みしかなくて、退出がやりにくい。そうすると、裏で、ブラックマーケットで、理事長をあなたがやらないか、3億円のキャッシュバックでどうかという話になるわけですね。

○八田座長 土地を寄附してしまうのではなくて、貸すという形にすればいいわけですね。所有権をもとの人に残しておいて、貸すということにすればいいと。

○西村氏 私自身も、所有権を寄附するという今までの仕組みよりは、特に大都市部については、かなりの篤志家の方でないと1坪何百万する土地を。ですから、やはりそういった部分については、きちんと安定的に運営する。例えば一つの建物を建てたとき、減価償却耐用年数47年ぐらいですので、例えば50年の定期賃貸借契約をきちんと結ぶというようなことです。そういった部分があるのであれば、そのほうが明確になるのではないかと私自身も考えております。

あと、先ほどの指数の問題ですけれども、現在各自治体で議論が進んできておりますが、やはり結果としては、共働きでかなり所得の多い世帯と、非課税世帯であるとか生活保護世帯というような形で二分されようとしているのは事実だと思います。

○八田座長 社福の制度ができたときに定期借地という制度はなかったわけですから、まさにそれは一つのポイントかもしれないですね。

○鈴木氏 重要なことは、社福は篤志家が土地を寄附するというのがスタートなので、その持っている土地が必ずしもいい場所にあるとは限らないですね。だから駅から大体遠いのですよ。そういう意味で地域のミスマッチ、せつかく社福が参入しても、みんな余り通いたくないところにあったりするので、ミスマッチの解消という意味でも、定借で出してもらい、社福ではなくても出してもらいという仕組みを作ることは非常にいいやり方だと思います。

○八田座長 それから、認可保育園では無資格者はいないというのが原則なわけですが、認証保育園で6割にしたことによる弊害というのは随分報告されているのですか。

○鈴木氏 私が知る限りはないですね。そして、実は重要なことは何かというと、6割でいいという基準になっているのですが、私が前に西村さんにも協力していただいて大規模な調査を2009年ぐらいにやったのですけれども、6割のところはほとんどないですね。やはり消費者がちゃんと見ていますので、8割ぐらいはほとんどのところは確保しています。だから、その辺が多分最適な値なのかなという気がしています。

○西村氏 うちの場合は、今現在において、必要な人数に対して多分110%とかの有資格者がいます。そのためには、安い値段で子供の出入りが激しい保育園というよりは、子供たちが認可と同じようにきちんといてくれるような質の高い保育園をつくって、だとすれば保育士にもお金が払えてということのほうが高回転だろうということで、最初は厳しかっ

たのですけれども、あえてそのようにしてやっています。

とはいえ、問題だと思っているのは、10割でなくてはならないというところなのです。8割でいいよということでしたら、うちのように9割でも10割でもそれはやりようなのですね。その園の考え方だと思います。これだけの厳しい時代の中、10割を必ず確保しないとということでは、保育士がいないことによる定員減ということすら視野に入ってきている状態ですので、そこについては私自身も少しルールの弾力性があってもよいのではないかと考えています。

○八田座長 おたくのように100%を超えたところ、それから足りないところ、6割以上であっても8割とかそういうところ、その情報公開というのは義務づけられているのですか。例えばウェブでお母さんたちがずっと、ここは何割だということを見られるような仕組みになっているのですか。

○西村氏 義務づけられてはいません。

○八田座長 これが義務づけられ、かつ査察が入るというか、公開している情報が正しいというのをやると、それだけで随分選ぶ側としては楽になりますね。そこは一つの決め手のような気がしますね。

それから、株式会社でも社福でも同じだと思うのですけれども、退出するときの方策としてどういうことが考えられているかということだけれども、一つは、そこに一定のお金を最初から預けて、一種の保険料みたいなものを預けて公立が引き取る。公立の役目というのはそのようなところにあるように思うけれども、そういうことは余り考えられていないのですか。一種の保険料ですね。財政的に、これでもいいと思うのです。潰れたら公立で引き取り、公立の職員が乗り込んでいく。しかし、そのときにかかる費用は要求されていて、その費用負担を民間の保険会社に頼むとすると、経営安定的なところは非常に安い保険料でそれがもらえるし、不安定だったらほとんどやっていけない。でも、いざ潰れたら、ちゃんと公立が面倒を見てくれる。

○鈴木氏 そうですね。それも正しい答えだと思うのです。ただ、現実問題として、今、公立にもあきが全くないのです。それが一つの問題。

もう一つは、年度が終わって変わるというのであればまだましなのですから、年度内に潰れてしまったり、年度内に引き上げられることのリスクは非常に高いわけですね。一つの答えとしては、各施設で、銀行で言えば自己負担金みたいなものですが、親会社が潰れても各施設は少なくとも年度いっぱいまでは経営ができるようなお金を積んでおいてもらう。

○八田座長 ボンドを積むということですね。

○鈴木氏 ボンドを積むということですね。それが必要だと思います。

ただ、もう一つ重要なことは、あきがとにかくあるということですね。そこが潰れたときに、引き受け手が必ずあるということが重要なので。

○八田座長 公立の役割はまさにそのようなことかもしれないですね。

○鈴木氏 はい。でも大体公立から埋まっていきますので、満杯なのです。ホテルで言うと100%以上の稼働率というのが公立ですので、最後の受け手は公立でもいいのですけれども、民間の施設も含めて、ちょっとずつあきをとにかく持っている、何かあったときにそこが引き受けるというような、そういうあきの確保というのも非常に重要なのではないかと思います。

○八田座長 これは電力の場合だけれども、空きに対して支払いをするということもありますね。公的に、いざというときの、電力の場合には最後の15分で発電命令するところのために発電しないで待機するよう前もって払っておくということでもあります。

ところで、先ほど第三者評価が東京では充実しているとおっしゃったのですが、これは大体どのくらいの頻度で、それからどういうチームでやるのでしょうか。

○西村氏 東京都の場合は、東京都の福祉財団ですかね、評価推進室というところがありまして、基本的に保育所は大体3年に1回は受けてくださいねということをやっています。私の園自身はここ10年毎年受けています。運営的な部分から始まりまして、保育の中身の部分、特性というものがかなり細かく調査されます。費用については1園当たり60万円ぐらいかかります。

○八田座長 それは審査してもらうことに対して払うのですか。誰が払うのですか。

○西村氏 これは保育園、事業者が、民間の評価機関が幾つもありますので、自分たちでその評価機関を選択した上で払います。ただし、その第三者評価を受ける費用をほぼ全額自治体が支援しています。ですので、受けやすい、逆に言うと受けない理由は本来ないはずなのです。

○八田座長 では、一種のバウチャーなのですね。

○西村氏 そうなのです。

○八田座長 定額で補助してくれて、選ぶときには自分のところで。

○西村氏 自分たちで評価機関自身はこの評価機関を選ぼうと、毎年変えているところもあれば、ずっと同じ評価機関で改善の推移を見守っていただくというような方法もあります。

○鈴木氏 問題は、東京都は義務づけているのです。これは全国の自治体ではほぼ例がないですね。東京都は全部義務づけなのです。ところが、ほかは全然それをしていないので、第三者評価を受けることを義務づけていないので、全国でならずと、例えば社会福祉法人で第三者評価を受けているというのは、たしか1割とか2割とか物すごく小さな数字ですね。

○八田座長 先ほど我々は知ったのですけれども、届け出保育園というのがあって、たしか3割が保育士というところがあるのですが、そこもこの第三者機関による評価は得ているのですか。

○西村氏 対象になっていないと思います。

○鈴木氏 認証保育所と認可保育所が義務付けです。

○八田座長 認証保育所以上でなければだめだということ。でも、元来ならそれも情報の公開という意味ではあったほうがいいのでしょうかね。

○鈴木氏 当然ですね。ただ、補助金が出ていないものですから、東京都としても義務づける理由がないということだと思います。

○八田座長 最後に、第3希望で回されたりして、認可保育園のときには保護者のほうも余りモチベーションが上がらずに預けているということがあったのですが、これは料金の固定と対になった話ですね。もし料金が違えば、便利なところは高く取るし、それを払っても行く気があるかどうかということになると思うのですが、料金を固定していたら割り当てにならざるを得ないのではないですか。その料金報酬を外すかどうかということが、料金の自由化をどこまでの範囲でできるかということですね。でも、認証でうまくいっているのだから、認可でもいいではないかということですかね。

○西村氏 認証では一定の、ゼロ歳児は8万円とかという条件以下の中であれば自由設定ですから。

○八田座長 そうすると、余り言っても詮ないことかもしれないけれども、理想は、原さんがおっしゃったように基本的には全部認証にしまって、料金も自由化にしまって、認可をなくして、そのかわり認可というのは、さっきのような特殊な問題がある場合にそれを受け入れるし、いざとなったときに受け入れる施設とする。これは必ずしも公立でやらなくても、どこにも何人かは義務づけて、受け入れのためにあきをつくっておきなさいと義務づけてもいいと思いますけれども、そのようなファンクションに分ければいいということですね。そのかわり幅広い料金設定で、質もいろいろ違うけれども、情報の開示をきちんとすればいいということなのですかね。

以上です。

○原委員 あと、鈴木先生がおっしゃられている特区で行うべき政策のところ、これも全くおっしゃるとおりだと思うのです。価格メカニズムがちゃんと機能するような状態にするところが当然基本だということを理解した上でなのですが、これを特区で、保育料自由化のところから、言った途端に値段を上げようという話になってしまいますね。だから、そこを何か、この特区は保育についてこういうことをやるのですよという説明の仕方のところをうまくやらないといけないのだろうと思います。

○鈴木氏 そうですね。だから、バウチャーとセットだと思うのです。プアに対するバウチャーと、そうではないユニバーサルのもの、要するに機関補助で入っていたものを利用者補助にするというので、より利用者のニーズを満たすような施設に変わってもらうのだというところ。そして、必ずしも保育料が全部上がってしまうということではなくて、中高所得者の部分は当然上げなければいけないと私は思いますけれども、むしろ低所得者とか弱者と言われる人は手厚くするとか、全部が一枚岩で反対しないようなやり方はあると思います。

○原委員 あとは、やはりいろいろな人たちがどんどん参入してきて多様なサービスが出

てきますみたいな、何かそういう姿を。

○鈴木氏 そうですね。だから、そういう意味では、今、付加価値サービスを自由料金で加えることが考えられます。保育における混合診療方式ですね。英語をやるとか、読み書きそろばんを教えるとか、そういうものも一定の料金を取って自由にしてあげる。それは平等性が保てないとして今できませんけれども、人々は求めています。保育所に預けている人の非常に悩ましいところは教育が心配なのですね。なので、英語もやってくれるし、いろいろな教育もやってくれますとかというと高い料金を取ってもいいですと、プラスアルファの部分ですね。そういうものを自由化するというのは、非常にニーズがあるのではないかと思います。

○原委員 東京とか外国人の多いエリアとか、そういうことで考えたら。

○八田座長 いいかもしれないですね。

そうすると、今の上乘せというのも、バウチャー的な考えで、基本のところは国から払ってもらいますけれども、あとの上乘せは自分でやりなさいよということですね。それが必要です。

それから、先ほどおっしゃったように、ゼロ歳児というのはとてつもなく費用がかかる。もし高い保育料をとられれば、ゼロ歳児のときは働いているお母さんだっとうちで育てて1年間産休をとりたいたいという人は幾らでもいるわけですね。そのときに、家にいたら何ももらえなくて保育所に預けたらたくさんもらえる現行制度は、高コストな保育所を使う動機を与えてしまうということです。しかし、そこで例えば自宅で育てた場合も一種のバウチャーをもらえ、それを将来子供が4~5才になったときの保育料に使えるような仕組みにすることはあり得ると思います。現金を与えると、もらった金で飲んでしまうかも知れませんかからね。

○鈴木氏 時点を変えて使うというのも一つですけれども、よりあり得るパターンとしては、一時保育とかです。要するに専業主婦で預かっているのだけれども、やはり映画でも見に行きたいというときに使えるとか、あるいは病児保育みたいなところで使えるとか、そういう一時的なサービスは随分ありますので、そういうところで使えるというのが現実的かなと思います。

○八田座長 それは1歳のときではなくて、後で使えるということ。

○鈴木氏 それからもう一つ、この問題は、本当は自分で面倒を見たいと思っているのだけれども、何でゼロ歳で、もう4カ月とかというところではんと預けてきてしまうのかということですが、ゼロ歳で入れないと、事実上、例えば1年後なのです。4月始まりになっていますので、それはおかしな制度なのですけれども、4月で入れなかったら、事実上その年は入れないのです。なので、もう4月に間に合わせて、ゼロ歳児で入れる。そうでないと、次はもう1歳を超えてしまうわけです。そのときはまず入れないと考えるので、みんなゼロ歳で面倒を見なければいけないときに入れてくるのです。

だから、一つの考えは、そうではなくて、家庭で育てていても同じだけの権利がある。

ゼロ歳で預けたらそのままいくというのではなくて、例えば1歳のときにもう一回リシャッフルするとか、あきがあるというのが前提ですけれども、1年おくらせてもちゃんと入れるという状況をつくらないと、なかなかゼロ歳児で入れようという行動はおさまらないと思います。

○八田座長 西村さんに伺いたいだけでも、一斉に4月に入れて3月に追い出すべきなのですか。それとも、ばらばら入ってこられたら困るのですか。

○西村氏 一斉に4月に、結果的な4月1日と私は今思っています。結局入園が4月の入園ということで、そこで今埋まってしまうからなのです。埋まらなければ、別に5月でも6月でも入ってこられるのですが、今は4月にほとんどの保育園は定員100%になってしまっていますので、その形態だと思います。それを崩すには、やはり余裕がないと崩れていけないのではないかと思います。

○八田座長 そうすると、ある意味では、先ほど鈴木さんがおっしゃったようなことは、2つ解決方法があると思いますけれども、入ることに対する資格を柔軟にすることと、ある程度のあきを強制的に最初の出発点ではつくって入れるということと2つの解決法があって、2つ目のほうは、最初はちょっと強権が必要なのですね。その部分で事業者に対してお金を補填するとかいうようなことが必要なのでしょうか。

○西村氏 あとは、これは早急な自治体の課題だと思いますが、例えばゼロ歳が8人だったら、次に1歳は10人ということは、8人の子たちがそのまま行くとなると、1歳で受け入れられるのはそもそも2人になる。ゼロだと8人入れる確率、1歳までおうちにいると2人しか入れない、ここの定員の流動性は非常に早急にやらなければいけないことではないかなと。意識的に1歳までいても安心して入れる可能性は変わりませんよということをつくるのは、非常に大事だと思います。

○鈴木氏 ちょっと追加ですけれども、実は同じ問題は、3歳になって認証から認可に移るときも生じているのです。初めから認可に入れておけば6歳まで安泰なのだけれども、認証を使うと、認証は大体3歳までの定員のところが多いので、そうすると切りかえがうまくいかないの、やはり認可に入れなくてはとみんな必死で思う、その切りかえがうまくいかない。そうすると、あきがあれば常に1歳でも2歳でも移っていく。だから、うまく認証が使われていないというような問題はありますので、それも全く同じ問題として考えなければいけないと思います。

それからもう一つ、それはバウチャーとかお金の話ではないところなのですけれども、お金の話としても、例えば自分で育てるということに対して何か手当とか、あるいは控除です。今度、配偶者控除がなくなってしまうのですが、そうしたら児童扶養控除か何かを復活させて、保育所に入っている人はもらえないけれども、保育所に入っていない人は事実上もらえるというような仕組みにしておくべきだと思うのです。

要するに、この仕組みは、1歳とか2歳の低年齢児童を自分で育てるという人には何の特もないのですね。だから、それはやはり考えなければいけなくて、その理由としては、

例えば認可保育園に入れると月50万円とかがかかってしまうのですけれども、それよりも自分で育ててもらおうほうが圧倒的に公費が節約できるので、数万円の手当をやることは国の財政としても全くおかしくないと思うのです。

○藤原次長 保育士不足のお話を先生からいただいたのですけれども、産業競争力会議でも准保育士の議論というのが今回出ているのです。それから、私どものほうでも、特区の関係でコーチをやられています中村さん、ポピンズの社長もおっしゃっていますが、せめてゼロ～2歳児のところはともかくとして、3～5歳ぐらいのところは、保育士以外の、例えば幼稚園の教諭でもいいのではないかと、具体的なお話もいただいて、検討もさせていただいているのですけれども、例えばそこについての具体的な解消策というか、そういったものがございましたら少しアイデアを頂戴したいと思うのですけれども。

○西村氏 現実問題として、私どもの保育園の保育士では、若い職員が多いものですから、ほとんど幼稚園教諭の資格を持っております。2つの資格を持っておりますので、今後、保育教諭というようなことになっていけるのではないかと考えておりますが、逆に言いますと、どんなにすぐれた保育士でも1人で10人の赤ちゃんを見ることはできません。やはり目の数というのは大事だと思うのです。保育士の専門性ですとか幼稚園教諭の専門性も大事ですが、乳幼児を長時間お預かりするときの目の数というのは圧倒的に大事だと思っております。

そういった中で、私どもの園では、例えば以前、シルバー人材センターのおばあちゃんに来ていただいて、要は有償ボランティア的な形で目になっていただいたというようなこともございます。そうしたことは非常に、常に保育士という、保育士を満たした上でですけれども、上乘せとしては有益なのではないかと考えています。

○鈴木氏 准保育士の話は、私が規制改革会議をやっていた時代に私と翁さんが提案したので、ちょっと責任があるのですけれども、言いわけとしては非常にいいと思うのです。つまり、まったくの無資格者でもいいですということになると相当な抵抗が出てきます。しかも、親の会とかそういうところから出てきますので、何らかの訓練をして准保育士をつくりましたということで入れるというのは、大義名分があつて非常にやりやすいだろうと思います。ただ、准看護師でも同じ失敗があつたのですけれども、やはりそこで何か准保育士の基準を定める委員会みたいなものを厚労省に任せてしまうと、すごくハードルを上げてきますので、そのつくり方は工夫しなければいけないなと思いますけれども、言いわけづくりとしては非常にいいと思います。

だから、そこで、例えば幼稚園の教諭とかというだけではなくて、子育て経験のある人とか、あるいはちょっとした訓練をしてヘルパー2級ぐらいの感じの割とハードルの低い資格をつくるとか、その辺の工夫をしないと、結局絵に描いた餅になりかねないなと思います。

○八田座長 今の保育士の2年というのを1年にするというのも一つの手ですね。保育士の養成に2年も要するのかと。それで、2年やってから現場に行ったら、やはり私は向いて

いないといってやめてしまうというのはもったいない話ですね。

○鈴木氏 今はほとんど幼稚園の資格と保育士の資格は同時に取ってしまいますし、実は幼稚園の資格も保育士の資格とほとんどオーバーラップしているのですね。だから、幼稚園の資格を持っている人に保育士を事実上与える、プラス何単位かとってすぐ取らせてしまうとか。

○八田座長 それは今はできていないのですか。

○鈴木氏 やる方向にはなっていますね。やる方向にはなっているのですが、できてない。

もう一つの問題は、国家資格の試験が年1回しかないのです。それを年2回ぐらいにしましょうというのは規制改革会議で提案したのですが、厚労省は必要ないといって、それを蹴ってしまったのですね。だから、それはやらせるべきだと思います。つまり、ほかの幼稚園教諭とかの資格を持っている人が受けやすいように、年3回ぐらいやっても私はいいのではないかと思います。そして、会場ももっといろいろ広げて。厚労省の理屈は、たしか会場が確保できないからとかという理屈だったと思いますけれども、そういうものは幾らでも解消可能なので、それはやったほうがいいのではないかなと思いますね。

○八田座長 あとはございませんか。

私は、さっきのどうしても4月でなければいけないというところが、もうひとつ理屈がわかっていません。易しく説明するとどうなるのですか。とにかく入ってしまわなければいけないというのは、要するに4月に入れないと途中で入れないから1年以上ずっと預かり続けられないといけないということが私は問題かなと思ったけれども、それだけではないのですか。

○鈴木氏 いや、そういうことだと思います。

○八田座長 そうですね。そうすると、根本解決はやはりどこかから用意ドンで途中で入れるようにするということですね。そうすると、ばらけてできるようにする。結果的には、みんなが高費用の0才児を入れようと思わなくなるから、財政的にはそんなに負担にならずに済むかもしれないですね。わかりました。

○鈴木氏 ゼロのほうが入りやすいのです。

○川本局長 今の点は、4月に需要が結構集中しているということではないのですか。

○鈴木氏 いや、違うのです。申し込みは前の年の10月からできるのです。

○川本局長 うちの娘がそうだったのですが、会社への復帰のときに、大体4月に人事異動をやるので、その時期復帰で女性は大体何月に産んでいても4月という格好にしたいと言って、社内保育所もそれでいっぱいになるので、今は民間の無認可保育所に入れてあります。それで4月に集中していると聞いたのですけれども、そうではないのですか。

○鈴木氏 ゼロの場合はそういうことはないですね。1歳とか2歳の場合は、異動したりして4月に出てくるというのはあると思うのですけれども、ゼロの場合は、大体6カ月ぐらいまではやはり面倒を見ようと普通は思いますので、その6カ月が4月とは限らないということで、ちょっとミスマッチが生じるということですね。

○西村氏 4月になると各学年進級しますので、例えばゼロがいっぱいであっても、またゼロの枠があくわけですね。例えばゼロが5人で1歳が10人の枠があるとすると、このまま5人がスライドしてもまた5人入れる、こういう大きなチャンスは4月1日にしかないということなのです。

○八田座長 だから、いつ入ってこようと、出ていくのは3月末に出ていく。

○西村氏 ずれていくのが3・31なものですから、4月1日に多くの枠があく、要はチャンスはここで、現状の待機児童だと、チャンスが限りなくここにしかない。もちろん途中から入ってくるお子さんも、引っ越しされて入ってくるお子さんもいますがということだと思います。

○鈴木氏 もう一つのやり方は、ゼロは非常にコストが高いのだけれども、ゼロで入れないと1では入れないので、ゼロが入れやすいのでゼロにみんな突っ込んでくるわけですが、例えば江戸川区みたいに、もうゼロは保育ママでいきましょうというやり方もあり得るわけですね。江戸川区の場合は、ゼロの保育所の定員はほぼないですね。

○西村氏 認証以外ないです。

○鈴木氏 これはフランス方式なのですけれども、フランスは大体保育ママで、一番コストのかかるゼロはそこで賄っているのですが、そういうやり方も一つの手かなと思いますね。

○八田座長 でも、1歳も結構お金がかかることはかかるわけですか。ゼロ歳は50万と言ったけれども、1歳も。

○鈴木氏 それは保育士等に対する子供の数というのがゼロと1では大分違うので、ゼロのほうがコストは非常に高いですね。

○西村氏 3人に1人と、5人に1人ですね。

○八田座長 横浜もゼロ歳のところで保育ママを随分活用したみたいですね。それでコストが低減したということでした。

ほかに事務局からはございませんか。

では、きょうは本当に徹底的な講義をいただいて、どうもありがとうございました。